動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
チアンフェニコールを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
チモールを有効成分とする蒸散剤	蜜蜂	蜜蜂の巣板８枚当たり15ｇ以下の量を巣箱内に設置すること。	—
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～17　（略）

18　「蒸散剤」とは、巣箱内に設置し、蒸散させる方法により投与する動物用医薬品をいう。

19・20　（略）

改正前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
チアンフェニコールを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～17　（略）

（新設）

18・19　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。